

下関市観光客人流データ活用分析支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、国内外観光客の来訪地や発地、属性、周遊等が把握できる人流データを活用し、民間リゾートホテルの開業や海響館リニューアル整備、ウォーターフロント開発に伴う社会実験、火の山再編整備などが進展する本市において、観光客の動向を適時把握し、データ分析に基づいた効果的な施策展開や効果検証を行い、受入体制の強化や効果的かつ効率的なプロモーション展開を図ることを目的とする。

2 業務名

下関市観光客人流データ活用分析支援業務

3 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 業務内容

下関市観光客人流データ活用分析支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

6 提案限度額

6,765千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

7 日程

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和7年7月 7日(月) |
| (2) 参加申込書等の提出期限 | 令和7年7月15日(火)まで |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和7年7月22日(火)までに発送 |
| (4) 質問の受付期間 | 令和7年7月 7日(月)から
令和7年7月17日(木)まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和7年7月23日(水)まで |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月31日(木)まで |
| (7) プレゼンテーションの実施 | 令和7年8月 7日(木)(予定) |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年8月14日(木)までに発送予定 |

8 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者（法人）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税相当額）を滞納していないこと。

9 参加申込手続

(1) 提出書類

参加申込書（様式第1号） 1部

参加者の概要（様式第2号） 1部

(2) 提出方法

電子メール sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※「(1) 提出書類」について、必要事項を記入の上、PDF化し、電子メールにより送付すること。

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(3) 提出期限 令和7年7月15日（火）午後5時（必着）

(4) 提出先 下関市観光スポーツ文化政策課（事務局）

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年7月22日（火）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和7年7月24日（木）午後5時までに観光政策課に電話で確認すること。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）により、市に説明を求めることができるものとする。

なお、次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザル審査への参加を無効とする。

(ア) 本要領中の「8 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

- (イ) 提出方法、提出期限及び提出先に適合しない場合
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合

10 質問の提出及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 任意様式
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 提出期限 令和7年7月17日(木)午後5時(必着)
- エ 提出先 下関市観光スポーツ文化政策課(事務局)

(2) 回答

- ア 回答方法 電子メール
- イ 回答日 令和7年7月23日(水)まで

11 企画提案書の作成及び提出

- (1) 提出書類 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本6部
- (2) 提出期限 令和7年7月31日(木)午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合の郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。また、企画提案書を受付後の差替え、追加及び修正は、原則、認めない。

(4) 企画提案書

仕様書を踏まえ、視覚的に見やすいものとするほか、以下の項目について記載すること。

ア 提案金額

提案金額は、本要項中の「6 提案限度額」に示す限度額以下とし、総額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を記載すること。

イ 業務の実施方針について

業務の運営体制やスケジュールのほか、カスタマーサポート及び分析結果の活用に係る支援体制などを具体的に記載すること。

ウ 提案内容について

プロポーザル評価基準「1 評価の対象となる事項」を参照し、各項目に即した提案内容とすること。また、国内外観光客の人流データ収集や分析機能に関し、下記の項目を企画提案書に記載し、プレゼンテーション時に説明すること。

- ・収集分析できるデータ量及び更新頻度
- ・過去データの収集可能な期間(遡り可能な期間)と分析機能
- ・仕様書で求める機能のほか、観光客の動向把握と分析に当たり、効果的な機能を実装している場合、その内容と分析効果

エ その他

同種業務について、過去10年間（平成27年度～令和6年度）に地方公共団体等から受託した場合は、業務実績（発注者、業務名、履行期間、業務概要）を記載すること。

※記載件数に制限なし

(5) 提出先 下関市観光スポーツ文化部観光政策課（事務局）

(6) 留意事項

ア 1者1提案とする。

イ 企画提案書は、A4版（A3版の折り込みは可とする。）とし、目次及びページ番号を付し、正本の表紙に提出月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載するとともに、代表者印を押印すること。

副本の表紙には、提出月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。

ウ 企画提案書は、正本の表紙を除き、提案者の商号又は名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

エ 文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は、自由とする。

オ 表記内容は、専門知識を有しないものでも理解しやすいものとする。専門的用語等を使用する場合は、注釈等にて簡易説明を記載すること。

12 プレゼンテーションの実施

下記のとおり、企画提案書の説明を行うプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施予定日

令和7年8月7日（木）

(2) 実施予定場所

場所：下関市商工業振興センター3階 第3研修室

住所：山口県下関市南部町21番19号

(3) 実施要領

ア 出席者は、企画提案書に記載された担当者を含み、最大3名までとする。

イ プレゼンテーションは1者約50分程度（説明30分、質疑20分程度）を想定し、順次個別に行う。

ウ プロジェクターを使用する場合は、事前に事務局まで連絡すること。また、ノートパソコン、プロジェクター、接続コード等は参加者が用意すること。

なお、スクリーンについては、事務局で準備する。

エ プレゼンテーションの順番は、事務局が企画提案書を受理した順番とする。

オ 日時・場所等の詳細については、別途通知する。

カ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注の意思がないものとみなし、選定しない。

13 審査

(1) 評価の基準

別紙 下関市観光客人流データ活用分析支援業務プロポーザル評価基準のとおり

(2) 候補者の選定方法

ア 市が設置した下関市観光客人流データ活用分析支援業務プロポーザル審査委員会が、評価基準に基づき、企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を公平かつ客観的に審査する。

各審査委員1人当たり100点満点によって評価し、審査委員ごとに評価点が高い順に企画提案者の順位を決定する。

次に、上記で決定した順位ごとに下表の得点を割り振り、各審査委員が順位ごとに割り振った得点（以下「順位得点」という。）の合計が最も高いものを候補者として選定する。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位得点	5	3	1	0

順位得点の合計の最も高いものが複数ある場合は、その企画提案者ごとに全審査委員の評価点を合計し、この合計が最も高い企画提案者を候補者として選定する。この場合において、最も高いものが複数ある場合は、審査委員の協議を経て、多数決により選定する。

イ 失格者を除き、順位得点の合計が最も高い企画提案者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。

ただし、その企画提案者と合意に至らない場合は、順位得点の合計が次に高い者と交渉を行う。

ウ 上記のア、イにかかわらず、各審査委員の評価点において、1人でも最低水準点5割（50点）未満と評価した場合、その企画提案者は候補者として選定しない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての企画提案者に書面で通知する。

なお、審査結果及び経過に関する問合せ、又は異議等については、一切応じない。

14 契約締結に向けての協議

(1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務

の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結する。

- (2) 業務の全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

15 情報公開

市は、提出された企画提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

16 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き、認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

オ 書類持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前9時から午後5時の間に受け付ける。

(2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 提案限度額を超過した場合

(5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施する。

- (6) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該業務の契約相手となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができる。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市観光スポーツ文化部観光政策課 担当 田中、鈴木

〒750-8521 下関市南部町1番1号

電話 083-231-1350 ファクシミリ 083-231-1853

電子メール sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※開庁時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

18 施行期間

本要領は、令和7年7月7日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。